

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則	1
○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則	9
○富山県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則	12

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第30号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

「第 1 款 広域消防防災センター（第81条・第82条）

目次中 第 1 款の 2 空港管理事務所（第82条の 2—第82条の 5） を
 第 1 款の 3 職員研修所（第82条の 6・第82条の 7） 」

「第 1 款 首都圏本部（第80条の 2・第80条の 3）

第 1 款の 2 広域消防防災センター（第81条・第82条）

第 1 款の 3 空港管理事務所（第82条の 2—第82条の 5） に、「第 5 款 東京

第 1 款の 4 職員研修所（第82条の 6・第82条の 7） 」

事務所（第97条—第 100条）」を「第 5 款 削除」に改める。

第 6 条第 1 項の表生活環境文化部の項中「男女参画・ボランティア課」を「男女参画・県民協働課」に、「ボランティア係」を「県民協働係」に改め、同表厚生部の項中「福祉係 介護保険班」を「施設・居宅サービス係 介護保険係 地域包括ケア推進班」に改め、同表農林水産部の項中「漁港係」を「漁港係 全国豊かな海

づくり大会推進班」に改める。

第 7 条第 2 項の表中「システム管理係」を「システム開発班」に改める。

第 9 条中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 首都圏本部に関すること。

第 16 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 17 条第 6 号を削る。

第 25 条（見出しを含む。）中「男女参画・ボランティア課」を「男女参画・県民協働課」に改める。

第 33 条に次の 1 号を加える。

(11) 地域包括ケアの推進に関すること。

第 54 条第 3 号中「農地保有合理化促進対策及び農地流動化促進対策」を「農地の集積及び集約化対策」に改める。

第 61 条に次の 1 号を加える。

(13) 全国豊かな海づくり大会に関すること。

第 76 条第 12 号中「管理運営」の次に「及び新財務会計電子計算システムの整備」を加える。

第 79 条の表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項の次に次のように加える。

富山県救急業務高度化推進協議会	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 8 第 1 項の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関する事務並びに同条第 4 項の規定による知事に意見を述べる事務並びに救急業務の高度化の推進に関する事項を調査審議する事務	消防課
-----------------	--	-----

第 79 条の表富山県防災会議の項中「推進、」の次に「防災に関する重要事項の審議及び知事に意見を述べる事務並びに」を加え、同表富山県公益認定等審議会の項中「法人所管課」を「法人所管室課」に改め、同表富山県私立学校審議会の項の次

に次のように加える。

富山県公共事業評価委員会	県が実施する公共事業の評価について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	財政課
--------------	--------------------------------------	-----

第79条の表富山県土地利用審査会の項の次に次のように加える。

とやま21世紀水ビジョン推進会議	県の水資源対策に係る計画の策定及び当該計画の実施の推進並びに水源地域の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	県民生活課
------------------	--	-------

第79条の表富山県男女共同参画審議会の項中「男女参画・ボランティア課」を「男女参画・県民協働課」に改め、同表富山県環境影響評価技術審査会の項の次に次のように加える。

富山県産業廃棄物処理施設審査会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の2第3項（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	環境政策課
-----------------	--	-------

第79条の表富山県准看護師試験委員の項の次に次のように加える。

富山県地域医療推進対策協議会	対象とする地域における地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	医務課
富山県歯科技工士国家試験委員会	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第 1号）附則第2条第1項の規定による歯科技工士国家試験の実施に関する事務	医務課

第79条の表富山県歯科保健医療対策会議の項の次に次のように加える。

富山県健康づくり県民会議	県の健康増進計画の策定、当該計画の実施の推進その他健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康課
--------------	--	-----

富山県自殺対策推進協議会	県の自殺対策に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他自殺対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康課
富山県周産期保健医療協議会	県の周産期保健医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他周産期保健医療に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	健康課
富山県肝炎認定協議会	富山県肝炎治療特別促進事業の対象となる者の認定について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	健康課

第79条の表富山県生活衛生営業適正化審議会の項の次に次のように加える。

富山県ふぐ処理師試験委員	富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）第12条に規定するふぐ処理師試験の実施に関する事務	生活衛生課
--------------	--	-------

第79条の表富山県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。

富山県科学技術会議	県の科学技術の振興に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	商工企画課
-----------	---	-------

第79条の表富山県森林審議会の項の次に次のように加える。

富山県水と緑の森づくり会議	森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	森林政策課
---------------	---	-------

第79条の表富山県事業認定審議会の項の次に次のように加える。

富山県入札監視委員会	県が発注する建設工事に係る入札及び契約の手続の運用に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	管理課
------------	--	-----

富山県入札契約適正化検討委員会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約に関する制度の適正化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	管理課
-----------------	---	-----

第79条の表富山県景観審議会の項の次に次のように加える。

富山県特定調達苦情検討委員会	県が行う調達であって、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書4の政府調達に関する協定の対象となるものに関係する供給者からの苦情について調査審議する事務	検査室
指定管理候補者選定委員会	公の施設に係る指定管理候補者の選定に関する事務	公の施設所管室課
指定管理者評価委員会	指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等の評価に関する事務	公の施設所管室課

第80条中第1号の3を第1号の4とし、第1号の2を第1号の3とし、第1号を第1号の2とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 首都圏本部

第80条第5号を次のように改める。

(5) 削除

第4章第2節中第1款の3を第1款の4とし、第1款の2を第1款の3とし、第1款を第1款の2とし、同節に第1款として次の1款を加える。

第1款 首都圏本部

(所掌事務)

第80条の2 首都圏本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央官公庁並びにその他の関係機関及び関係団体との連絡及び折衝に関すること。
- (2) 県政に関する情報及び資料の収集調査並びに県政に関する情報の発信に関すること。
- (3) 企業誘致に関すること。

- (4) 農工水産物等の県の物産の販売促進に関すること。
 (5) 県の観光宣伝に関すること。
 (6) 県内における就職に関する情報の提供に関すること。

(名称及び位置)

第80条の3 首都圏本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県首都圏本部	東京都千代田区

第4章第2節第5款を次のように改める。

第5款 削除

第97条から第100条まで 削除

第229条第1項の表高岡農林振興センターの項中「治山班 林道班」を「治山・林道班」に改める。

第326条第1項の表中

主	事	事務に従事する。
---	---	----------

を

技能主任専門員及 び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。	
主	事	事務に従事する。
技 能 主 事	事務及び技能労務に従事する。	

に改める。

第327条第1項の表中「所長を除く。）」の次に「、本部長」を、「副所長」の次に「、本部長代理、副本部長」を加え、

主	事	事務に従事する。
---	---	----------

を

技能主任専門員及 び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。	
主	事	事務に従事する。

技 能 主 事	事務及び技能労務に従事する。
---------	----------------

に改め、同条第 2 項の表中「東京事務所」を「首都圏本部」に、「所長補佐」を「本部長補佐」に改める。

第 328 条第 1 項の表中

主 事	事務に従事する。
-----	----------

を

技能主任専門員及び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主 事	事務に従事する。
技 能 主 事	事務及び技能労務に従事する。

に改める。

第 329 条第 1 項の表中

主 事	事務に従事する。
-----	----------

を

技能主任専門員及び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主 事	事務に従事する。
技 能 主 事	事務及び技能労務に従事する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定（同条の表富山県男女共同参画審議会の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同

表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
生活環境文化部男女参画・ボランティア課	生活環境文化部男女参画・県民協働課
東京事務所	首都圏本部

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
生活環境文化部男女参画・ボランティア課長	生活環境文化部男女参画・県民協働課長
生活環境文化部男女参画・ボランティア課課長補佐	生活環境文化部男女参画・県民協働課課長補佐
生活環境文化部男女参画・ボランティア課男女共同参画係長	生活環境文化部男女参画・県民協働課男女共同参画係長
生活環境文化部男女参画・ボランティア課ボランティア係長	生活環境文化部男女参画・県民協働課県民協働係長
東京事務所長	首都圏本部長
東京事務所次長	首都圏本部副本部長
東京事務所所長補佐	首都圏本部本部長補佐

(富山県会計規則の一部改正)

- 5 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。
別表第2東京事務所の項を次のように改める。

首都圏本部	庶務を分掌する副本部長
-------	-------------

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

- 6 富山県特定非営利活動促進法施行規則(平成10年富山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第9条第1項中「富山県生活環境文化部男女参画・ボランティア課」を「富山県生活環境文化部男女参画・県民協働課」に改める。

(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

- 7 富山県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「生活環境文化部男女参画・ボランティア課」を「生活環境文化部男女参画・県民協働課」に改める。

(人事課)

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第31号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則(平成12年富山県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項の(1)中「から19の項まで、31の項から40の項まで及び43の項から50の項まで」を「から20の項まで、32の項から41の項まで、44の項から47の項まで及び49の項から51の項まで」に、「129,440円」を「133,110円」に改め、同項の(2)中「9の項、21の項、23の項、25の項、27の項及び30の項」を「10の項、22の項、24の項、26の項、28の項及び31の項」に、「35,510円」を「36,510円」に改め、同項の(3)中「12の項、14の項、32の項及び43の項」を「13の項、15の項、33の項及び44の項」に、「19,590円」を「20,150円」に改め、同項の(4)中「10の項、33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項まで」を「11の項、34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項まで」に、「7,870円」を「8,090円」に改め、同項の(5)中

「33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項まで」を「34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項まで」に、「7,060円」を「7,260円」に改め、同項の(6)中「800円」を「820円」に改め、同項の(7)中「1,610円」を「1,660円」に改め、同項の(8)中「2,450円」を「2,520円」に改め、同項の(9)中「4,450円」を「4,580円」に改め、同項の(10)中「9,610円」を「9,880円」に改め、同表の15の項の(1)及び(2)中「1,760円」を「1,810円」に改め、同項の(3)中「1,250円」を「1,290円」に改め、同項の(4)中「1,250円」を「1,290円」に、「700円」を「720円」に改め、同項の(5)中「1,370円」を「1,410円」に改め、同項の(6)中「700円」を「720円」に改め、同項の(7)中「10,600円」を「10,900円」に改め、同項の(8)中「4,700円」を「4,800円」に改め、同項の(9)中「3,300円」を「3,400円」に改め、同項の(10)中「45,500円」を「46,800円」に改め、同項の(11)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の16の項の(1)中「10,360円」を「10,660円」に改め、同項の(2)中「58,940円」を「60,620円」に改め、同項の(3)中「10,360円」を「10,660円」に改め、同表の19の項の(1)中「2,760円」を「2,840円」に改め、同項の(2)中「5,520円」を「5,680円」に改め、同項の(3)中「3,450円」を「3,540円」に改め、同項の(4)中「6,890円」を「7,080円」に改め、同項の(5)中「2,070円」を「2,130円」に改め、同表の20の項の(1)中「1,100円」を「1,120円」に改め、同項の(2)中「2,070円」を「2,130円」に改め、同項の(3)中「5,300円」を「5,450円」に、「5,320円」を「5,470円」に改め、同項の(4)中「3,580円」を「3,680円」に改め、同項の(5)中「1,100円」を「1,120円」に改め、同項の(6)中「5,750円」を「5,910円」に改め、同項の(7)中「9,250円」を「9,510円」に改め、同項の(8)中「6,890円」を「7,090円」に改め、同項の(9)中「4,640円」を「4,770円」に改め、同表の21の項中「16,500円」を「17,900円」に、

「			切削工具研削	16,500円
			製材のこ目立て	16,500円

を

「			切削工具研削	17,900円
---	--	--	--------	---------

に、「13,700円」を「14,900円」に、「12,100円」を「13,100円」に、

「

布はく縫製	16,500円
木工機械整備	16,500円

を

「

布はく縫製	17,900円
-------	---------

に、

「

建具製作	16,500円
竹工芸	16,500円

を

「

建具製作	17,900円
------	---------

に、

「

強化プラスチック成形	16,500円
ガラス製品製造	16,500円

を

「

強化プラスチック成形	17,900円
------------	---------

に、

「

テクニカルイラストレーショ ン	12,100円
建築図面製作	12,100円

を

「

テクニカルイラストレーショ ン	13,100円
--------------------	---------

に、「11,000円」を「11,900円」に、「9,100円」を「9,900円」に、「8,100円」を「8,700円」に、

「

電気製図	8,100円
------	--------

を

「

電気製図	8,700円
化学分析	11,900円

に改め、同表の25の項の(1)のアの(ア)中「1,370円」を「1,510円」に、「1,790円」

を「1,940円」に、「2,310円」を「2,380円」に、「3,150円」を「3,350円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「530円」を「540円」に、「900円」を「970円」に、「1,580円」を「1,620円」に、「3,780円」を「4,000円」に、「7,140円」を「7,450円」に、「10,920円」を「11,560円」に、「19,530円」を「20,630円」に、「30,450円」を「32,180円」に、「52,190円」を「55,300円」に改め、同項の(2)のイ中「450円」を「470円」に改め、同項の(2)のイ中「320円」を「330円」に改め、同表の26の項の(1)から(3)までの規定中「240円」を「250円」に改め、同項の(4)のイ中「4,500円」を「4,700円」に改め、同項の(4)のイ中「36,000円」を「37,000円」に改め、同表の27の項の(1)及び(2)中「600円」を「620円」に改め、同項の(3)中「710円」を「730円」に改め、同項の(4)中「320円」を「330円」に改め、同項の(5)中「370円」を「380円」に改め、同項の(6)中「320円」を「330円」に改め、同表の28の項の(2)中「670円」を「690円」に改め、同項の(4)中「990円」を「1,020円」に改め、同項の(5)中「630円」を「650円」に改め、同項の(6)中「800円」を「820円」に改め、同表の41の5の項の(1)のイ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表の46の項の(1)のイ中「第97条の2第1項第3号」を「第97条の2第1項第3号又は第5号」に、「特定失効者」を「特定失効者等」に改め、同項の(2)から(5)までの規定中「特定失効者」を「特定失効者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の46の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第32号

富山県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

(富山県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「1,000分の25」を「10,000分の257」に改める。

様式第6号中「1,000分の975」を「10,000分の9,743」に改める。

(富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県農林水産総合技術センター条例施行規則（平成20年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「2,050円」を「2,110円」に、「470円」を「480円」に、「550円」を「570円」に、「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第1の2の表中「160円」を「170円」に、「470円」を「480円」に、「330円」を「340円」に、「260円」を「270円」に、「280円」を「290円」に、「370円」を「380円」に改める。

別表第1の3の表中「570円」を「590円」に、「380円」を「390円」に、「270円」を「280円」に、「260円」を「270円」に、「930円」を「960円」に、「430円」を「440円」に、「370円」を「380円」に、「190円」を「200円」に、「500円」を「520円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「1,480円」を「1,520円」に改める。

別表第1の4(1)の表中「450円」を「460円」に、「510円」を「520円」に、「310円」を「320円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「920円」を「950円」に、「750円」を「770円」に、「1,020円」を「1,050円」に、「1,730円」を「1,780円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「770円」を

「790円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「260円」を「270円」に、「540円」を「560円」に改める。

別表第1の4(2)の表中「320円」を「330円」に、「680円」を「700円」に、「1,680円」を「1,730円」に、「280円」を「290円」に、「310円」を「320円」に、「500円」を「520円」に、「620円」を「640円」に、「1,950円」を「2,010円」に、「930円」を「960円」に、「580円」を「600円」に、「5,180円」を「5,330円」に改める。

別表第1の5の表中「870円」を「900円」に、「240円」を「250円」に、「1,210円」を「1,250円」に、「390円」を「400円」に、「210円」を「220円」に、「680円」を「700円」に改める。

別表第1の6の表中「200円」を「210円」に改める。

別表第1の7の表中「720円」を「740円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2の1の表中「14,080円」を「14,490円」に、「15,700円」を「16,150円」に、「3,160円」を「3,260円」に、「2,330円」を「2,400円」に改める。

別表第2の2の表中「27,670円」を「28,460円」に、「5,130円」を「5,280円」に、「6,490円」を「6,680円」に改める。

別表第2の3の表中「1,190円」を「1,230円」に、「1,690円」を「1,740円」に、「3,010円」を「3,100円」に、「1,570円」を「1,610円」に、「1,330円」を「1,370円」に、「1,990円」を「2,050円」に改める。

別表第2の4の表中「2,090円」を「2,150円」に、「2,650円」を「2,720円」に、「6,910円」を「7,100円」に、「4,500円」を「4,630円」に、「5,160円」を「5,310円」に、「4,810円」を「4,950円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「9,950円」を「10,240円」に改める。

別表第2の5の表中「1,370円」を「1,410円」に、「2,760円」を「2,840円」に改める。

別表第2の6の表中「6,120円」を「6,290円」に改める。

別表第2の7の表中「1,100円」を「1,120円」に、「2,070円」を「2,130円」に改める。

別表第2の8の表中「8,370円」を「8,610円」に、「10,230円」を「10,520円」に、「2,650円」を「2,730円」に、「1,190円」を「1,230円」に、「1,450円」を「1,490円」に改める。

別表第2の9の表中「3,210円」を「3,300円」に、「2,510円」を「2,580円」に、「4,170円」を「4,290円」に、「4,450円」を「4,580円」に、「3,330円」を「3,430円」に、「4,870円」を「5,010円」に、「5,280円」を「5,440円」に、「4,700円」を「4,840円」に、「1,130円」を「1,160円」に、「1,140円」を「1,180円」に、「2,860円」を「2,940円」に、「8,440円」を「8,680円」に改める。

別表第2の10の表中「2,500円」を「2,570円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「3,750円」を「3,860円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「16,890円」を「17,370円」に、「4,170円」を「4,290円」に、「3,610円」を「3,720円」に、「2,220円」を「2,280円」に、「16,110円」を「16,570円」に、「7,520円」を「7,730円」に、「3,960円」を「4,070円」に、「7,160円」を「7,360円」に、「40,490円」を「41,650円」に、「57,560円」を「59,200円」に、「118,460円」を「121,850円」に改める。

別表第2の11の表中「4,170円」を「4,290円」に改める。

別表第2の12の表中「1,270円」を「1,300円」に改める。

別表第2の13の表中「1,800円」を「1,850円」に、「2,920円」を「3,000円」に、「4,470円」を「4,600円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「3,610円」を「3,720円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「2,780円」を「2,860円」に改める。

別表第2の14の表中「980円」を「1,010円」に、「1,120円」を「1,150円」に改める。

別表第2の15の表中「7,230円」を「7,430円」に、「1,660円」を「1,710円」に、「2,360円」を「2,420円」に、「4,590円」を「4,720円」に、「2,640円」を「2,710円」に、「2,150円」を「2,210円」に、「1,970円」を「2,030円」に、「1,040円」を「1,070円」に改める。

別表第2の16の表中「47,830円」を「49,190円」に改める。

別表第2の17の表中「5,560円」を「5,720円」に、「21,380円」を「21,990円」に、「28,530円」を「29,350円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「4,830円」を「4,970円」に改める。

別表第2の18の表中「4,420円」を「4,550円」に、「3,850円」を「3,960円」に、「3,570円」を「3,670円」に、「11,840円」を「12,180円」に、「8,700円」を「8,950円」に、「4,900円」を「5,040円」に、「3,700円」を「3,800円」に、「2,610円」を「2,690円」に、「3,990円」を「4,110円」に改める。

別表第2の19の表中「2,740円」を「2,820円」に、「9,290円」を「9,560円」に、「8,010円」を「8,240円」に改める。

別表第2の20の表中「3,470円」を「3,570円」に改める。

別表第2の21の表中「33,970円」を「34,940円」に改める。

別表第2の22の表中「37,980円」を「39,060円」に、「44,350円」を「45,610円」に改める。

別表第2の23の表中「4,160円」を「4,280円」に改める。

別表第2の24の表中「8,030円」を「8,260円」に、「3,290円」を「3,390円」に、「2,790円」を「2,870円」に改める。

別表第2の25の表中「20,920円」を「21,510円」に、「19,500円」を「20,060円」に、「4,710円」を「4,850円」に改める。

別表第2の26の表中「7,310円」を「7,520円」に、「4,100円」を「4,220円」に、「2,750円」を「2,860円」に改める。

別表第2の27の表中「14,660円」を「15,080円」に、「4,890円」を「5,030円」に改める。

別表第2の28の表中「181,020円」を「186,190円」に、「157,080円」を「161,570円」に、「277,210円」を「285,130円」に改める。

別表第2の29の表中「250,230円」を「257,380円」に、「64,380円」を「66,220円」に、「476,480円」を「490,100円」に、「101,580円」を「104,480円」に、「186,110円」を「191,430円」に、「59,300円」を「61,000円」に、「459,000円」を「472,120円」に、「118,440円」を

「121,830円」に改める。

(富山県林道管理規則の一部改正)

第 3 条 富山県林道管理規則(昭和39年富山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「43,000円」を「44,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(富山県収入証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の富山県収入証紙条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第 2 条の規定による改正後の富山県農林水産総合技術センター条例施行規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県林道管理規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第 3 条の規定による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(財 政 課)

